

第5回

篠山市まちづくり審議会議事録

と き 平成24年8月16日(木)

と ころ 篠山市役所議員協議会室

篠山市まちづくり審議会

第5回篠山市まちづくり審議会議事録

平成24年8月16日、第5回篠山市まちづくり審議会が召集される。

1. 審議会の会議の日時及び場所

(日時) 平成24年8月16日(木) 午後1時30分開会

(場所) 篠山市役所 議員協議会室

2. 出席委員の氏名

角野幸博委員 藤本英子委員 中川政和委員 岡本昭範委員

大坪昇委員 森田和夫委員

瀬尾保志オブザーバー(兵庫県丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課長)

審議会開催のために出席した者の職氏名

まちづくり部 部長 長谷川正

まちづくり部地域計画課 課長 中筋吉洋

まちづくり部地域計画課景観室 室長 横山宜致

まちづくり部地域計画課景観室 係長 山下哲也

まちづくり部地域計画課景観室 主事 村上稔

3. 会 議

(1 . 開会 : 午後 1 時 3 0 分)

事務局

委員 10 名中 6 名の出席があり篠山市まちづくり条例 第 20 条第 2 項の規定による 2 分の 1 以上の成立要件に達しているため本審議会が成立していることを事務局より報告を行う。

事務局を代表し、篠山市まちづくり部長があいさつを述べる。

(これ以後の議事について会長が議長となり進行)

(2 . 会長あいさつ)

委員

議長 (会長) から各委員に対し、議事進行に関し協力を求める。

(3 . 議事録署名人の指名)

委員

議長から、議事録署名人として、名簿と出席状況により大坪委員及び森田委員の指名を行い、議事録が作成され次第、署名押印を行うことについて両名に確認を取る。

(4 . 審議事項)

事務局

事務局から、『篠山市特定商業施設における適正な事業活動の推進に関する指針 (ガイドライン) 及び条例 (案)』の内容について説明を行い、その後質疑応答を行う。

委員

内容について意見はなく、ふさわしい取り決めをされていると思う。質問だが、現在 3 0 0 平方メートル以上の店舗は市内にどのくらいあるか教えていただきたい。

事務局

3 0 0 平方メートル以上の店舗数については実際のところ把握できていない。平成 1 3 年当時に 5 0 0 平方メートル以上の店舗の調査をした資料があり、当時では 5 0 0 平方メートル以上が 9 店舗ということしか把握できていない。

委員

私もいくつかの都市で大規模小売店の審査に立ち会っているが、そんなに24時間営業を行っている店舗が思いつかない。大規模な商業施設、大型スーパーのようなところが、営業時間を延ばしているというのはあるが、具体的には今どのような業種を想定されているのか教えていただきたい。

事務局

想定しているものは、小売業の場合は規模が大きくなると入られる客も多くなり、また駐車場も広いものになり管理面なども考慮し、一定規模以上の小売業について想定している。大規模小売店立地法で除外している飲食業については除外をし、所謂一定規模以上の小売業を想定している。

現時点で篠山に該当する店舗は無い状態である。ただ、大型スーパーにおいて一部24時間営業を行うという動きがあったため、そういったものが今後増えないために指定するもので、現時点ではひっかかるものは無いと考えている。

委員

一昨年に大規模小売店が開店するときに、紳士協定をされる中で営業時間について守っておられたけれども、県のほうに24時間営業の届出をされたということであるが、県への届出については公開されているのか。

それと、今朝ホームページを見てきたが、24時間営業の問題点について何点が挙げておられるが、この影響を考えるとであればなぜ300平方メートルで区切り、コンビニは外されるのか理解できない。或いは一般の店舗でも、禁止するのではなく地元との協議の上で決めるという条例であるならば理解できる。広告の話に繋がってくると思うが、マクドナルドの看板やガソリンスタンドなどは光が強く、夜に星空が見えないほどである。なぜ小売店の300平方メートルを基準にしているのか、根拠を教えてほしい。

事務局

今回提出された大規模小売店舗立地法に関する情報については、県のほうで公告縦覧の手続きがとられており、公開されている。

店舗面積の区切りについては、大規模小売店舗立地法では大規模店について営業時間などの届出をすることで周辺地域の生活環境を保持するという目的がある。大店立地法上でも大規模店をどの線で区切るのかということがあったかと思うが、ある程度の規模ということで、1,000平方メートルで区切っている。全ての店舗について見ていくというものでなく、市として条例で定める場合も全ての店舗について規制をしていくということも難しいと考えられるため、一定の影響が懸念される範囲ということで、景観計画で示している300平方メートルを一つの基準とした。

委員

一点目について、情報公開されているのであれば、市のほうで公開しても問題ないのではないかと。

二点目について、大店立地法そのものの中から市が独自の条例を求めるということであつたとしても、所謂24時間営業に対して問題があるということであれば、店舗面積で区切るのではなく、コンビニなどでも大きな駐車場を構えているところもあるため、例えば敷地面積で区切るなどしていかないと、条例の趣旨から外れるのではないかと。個人的には全店舗について、規制対象とするべきであると考えている。

事務局

確かに基準については議論の大きなポイントになると考えている。

基本的に300平方メートルを越えるような店舗であれば、地域性などの影響が大きいのではないかとこの規模として定めた。ポイントとしては少し違うが、景観法については届出を300平方メートルで区切っており、それも参考にさせていただいた。

質問にもあつたとおり、コンビニでも大きな駐車場を構えている店舗もあるが、大きな店舗ということになれば、小さな地域社会のスペースになりうるという考え方も持っている。店舗内のコミュニティであつたり、ごく範囲の狭い社会が生まれるのではないかと考えている。店舗だ

けを考えると、コンビニは単に買い物をするだけというものであるが、ある程度大きな店になれば社会性も持ち合わせるのではないかというような思いも持っている。人と人のふれあいがあったり、待合のスペースがあったりと一つの社会を構成するものではないかという思いもあり、一定の規模設定をしていこうという考えで、景観条例の判断規模が社会的影響を示すものと判断し数値設定を行った。

委員

考えておられる意味は良く分かるが、今回は24時間営業が及ぼす影響を問題として考える必要があり、店舗面積は関係ないのではないか。光を出して従業員が働いている店舗であればどこも一緒ではないのか。青少年の問題にしても、広い駐車場を構えているコンビニなどについても問題に差は無いと思われる。ところが今回市民に問われているところは、飲食店やコンビニを除くと明記されているため、疑問に思う。なぜ除くのか根拠が明快ではない。

委員

市で挙げている問題点について、300平方メートル以上の大規模店ではほぼクリアしてしまうのではないかと思う。反対に小規模のコンビニや飲食店のほうが影響は大きいのではないか。騒音の問題であれば、設備を備えている飲食店に規制がかかってくると思われる。大規模小売店舗立地法に絞って条例化しようとしているが、ちょっと無理があるのではないか。また24時間営業が特に目立っているが、24時間営業をして何が悪いのかが分からない。他でも色々と議論がされているというのは聞いたことがあるが、例えば京都のコンビニ規制をしようとしたが断念している。そこではエネルギー問題を持ち出したお陰で根拠が曖昧で断念に追い込まれたと聞いている。ここでもエネルギー問題などを挙げているが、根拠にならないのではないか。他市でこのような事例があるのであれば教えていただきたい。篠山市の独自条例であれば根拠を明確にしておかないと、店舗を出店していただくというのも必要であると思われるので、そのあたりの根拠を明確にしておかなければならない。

事務局

大規模な商業施設の営業時間規制の事例については、大阪府堺市のほうで市の中をいくつかのエリアに区切り、一定規模の本店立地法に準じた店舗について営業時間の規制を行っている。

また長野県の軽井沢については、業種や規模などを問わずに深夜営業については自粛を求めているという事例がある。長野県については協定を結んでその中で営業時間を決めているということを知っている。

委員

軽井沢の事例であるが、非常に古くから規制されてきたと思われる。これについてはコンビニ業界などへ説明を行い、合意形成されてきた事例であったと記憶している。その当時は業界に働きかけられてきっちり規制されていたと思われる。それでいくと、規模というよりも24時間営業の及ぼす影響を重点的に考えられて全ての規模について引っ掛けていくという考えであったと思う。そういう観点でいくと、今回面積で区切られているところが、どう考えていくのか整理しておかないと説明はしにくいと思う。

委員

300平方メートルの根拠が曖昧であるということと、そもそも目的について本当に効果があるのかの2点が大きな問題であると思われる。

確認させて欲しいが、コンビニは250平方メートルとなっているが、それがなぜ300平方メートルまで見ているのかというところを教えてください。今回は条例を元にガイドラインを決めておられるのだから、きっちりとした説明責任が求められる。既に委員の方から疑問が出てきているので、それをしっかりクリアできないと審議会としては難しいと言わざるを得ない。

事務局

今回のこの条例及びガイドラインを作ろうという一番基本的な考え方としては、篠山の目指すまちづくりの方向と24時間営業ということとは相容れないという考え方の基に、条例制定の動きとなったということをご理解いただきたい。

なぜ深夜営業を規制するのかというと、人間の生活として基本は自然

のサイクルどおりの生活スタイルを送るという考え方であり、市の定住促進の中にも歴史や文化を謳っており、それらを考えても自然のライフスタイルを重視した情景が将来のまちづくりに繋がっていくと考えている。住むための篠山市を目指しているという考え方からも、夜中に大規模店舗が盛んに営業しているという姿は篠山市が目指しているものではないと考えている。またパブリックコメントも求めているので、そうではないという意見が出てくることも想定しているが、市として夜は休む時間であるというライフスタイルを示していきたいと考えている。

もう一つは、営業時間についての規制なりガイドラインを作っていくということになれば、商業という切り口もあるかと思うが、条例策定の背景は市としてのまちづくりの方向性の一つを明らかにしていくという目的がある。ガイドラインや添付資料には市の方向性を前面には出していないので、市の方向性を前面に出したガイドラインに修正していきたいと考えている。

委員

もしそういうことであれば、例外は認めるべきではないのではないかと。なぜコンビニを例外とするのか、むしろコンビニのほうが問題が多いのではないとも言われており、なぜコンビニを外すのか説明できないと困る。

事務局

緊急避難的に、地域の近くに購入がいつでも出来る施設というのがあるのもよいのではないかとこの視点も持ち合わせた上で、300平方メートル未満に区切るとコンビニがその中に入るという結果となっている。

委員

既存のスーパーが営業時間を延ばしたいということが出てきたために、差し当ってそれに何らかの規制を出来ないかということであると思うが、恐らくこの先も大型店が篠山に乱立してきて24時間営業をするということはあまり考えられないと思う。そうなると、コンビニその他の様々な意見が出てきている中で、店舗は小さくなくても広い駐車場を

持つ店がかなり増えてきており、篠山に即して考えれば、コンビニの方が影響力が強く、大型店舗についてはそれほど乱立しないのではないかと。24時間営業の規制をかけるのであれば、大型店舗に限定せず規制を行う条例にしたほうがよいと思う。

事務局

大型店の24時間営業については、篠山市の目指すまちづくりには相応しくないものであると想定される。まず一定規模以上の店舗開発については24時間営業を行わないようお願いをしていくという制度を作りたいという思いがある。この募集の中でコンビニは対象にならないということが書いてあるが、これはコンビニを対象としないという為に書いた訳ではなく、これから想定されるかもしれないある程度大きな店舗が、24時間営業することによって深夜の状況が変わるということから、一定規模の線を引いた。それを今回300平方メートルという形で引かせていただいたが、この基準にするとコンビニは入らないことになる。またコンビニは小規模の小売店ではあるが、相当の社会的な影響があるため、書類的に分かるような形で書かせていただいた。コンビニ自体を無条件で除外するために書いた訳ではない。将来的に篠山市にふさわしい環境を保持するためには一定規模以上の店舗が深夜営業をするということが無いような制度を作っていくということがそもそもの目的である。

委員

確認をさせていただきたいが、ガイドラインの4ページにコンビニの定義が書かれているが、「商業統計で言われている」となっているため、この分類をもってコンビニとしているだけで、世の中のコンビニと言われている店舗が統計上の規模に収まるわけではないという理解でいいのか。

事務局

統計上は記載の通りとなっているが、場合によっては300平方メートルを越えるコンビニもあると考えている。その場合は対象になる。

委員 条例案の第11条第3項について、ここに書かれている第1項の規定とは何を指しているのか。

事務局 第11条の第1項を指している。概要に記載している手続きのフローチャートの通りである。第1項の規定に従わない場合は、勧告の後に営業停止要求などを行うこととなる。

委員 私個人は大店法が出来るときから商工会の皆さんと相当反対をしてきたが、大型店を始めコンビニなども沢山出来てきた。その中で農業委員会としても、個人的には300平方メートル以上の開発についてはよくないと考えているが、市民としては利便性を考えているため、個人的に反対をしても仕方が無い状態である。その中で規制を考えていくのであれば、もっと人口密度や夜間就業をしている人など、24時間営業を必要としている人がどのくらいいるのかきめ細かい把握を行う必要があるのではないかと。ただ法律だけで規制しようということであれば如何なものか。個人的にはこの条例には賛成であるが、行政としてニーズを把握し、説明をしていただける資料を作る必要がある。市民に対して説明が今のままではしにくいのではないかと。また、農作物に対する光害もコンビニのような店舗は特に、農に対する影響を考えていただきたい。

事務局 今回ガイドライン等で示させていただいたのは、深夜営業が篠山市にとって相応しい環境かどうかを考えたときに、何を基準にして規制を行うのかということ、地域や立地環境、規模によって区切るという方法が考えられるが、規制をするエリアを考えるとガイドラインの中でも説明をしにくいものであると考えられるため、市内全域を対象としていくということとなった。規模については、全ての店舗について考えるということも考えたが、現在の多様なライフスタイルの中で深夜に店舗を利用される方もおられるため、今の段階で即止めていただくことと影響も大きいと考えられるため、どこかで線引きをしなければならないことから、景観計画の基準を参考にさせていただいた。全ての店舗につ

いて規制対象とすると影響が大きいことから、今の段階で出来るのかということもあり、300平方メートルを一つの基準として提案させていただいた。

委員 食の安全性ということを考えると、コンビニなどはTPPなどの兼ね合いの中で疑問がつくところもあるため、食の安全という面からも考えていただければありがたい。

委員 大きな方向として、篠山らしいまちづくりの一環として深夜営業は無くしていったほうがよいという部分については、今までの意見の中ではそれ程反論は無いようであるが、どうも論理的ではない。いくつか深夜営業の問題点を出されているが、それは本当に問題なのかという検証も出来ていない。

委員 篠山らしいとか、似つかわしくないという表現が出ているが、何が似つかわしくないのか、篠山らしくないのか分からない。問題点についても、説明できるのか疑問である。規模の問題にしても、大規模になるほど今拳がっている問題点はクリア出来てしまうのではないか。そういうところをどう説明していくのか。個人的には反対ではないが、説明できるのかが疑問である。それこそ京都がエネルギー問題を持ち出して断念したのと同じように、事例を出してきても説明しきれないと思う。小規模も含むとなると全体的に整合も取れると思うが、小規模の店舗を外すというのが明確であれば、それを外す理由を付けていく必要があるのではないか。今であれば、阪神淡路や東北の震災を乗り越えたところで、コンビニが防災拠点であったりするなど、様々な点で大きな役割を果たしたという効果をもって防災上必要だという説明をするなど、外す理由が明確であればよいと思う。根拠をきちんとしておかないと、市民に説明できないし事業者からも反論されると考えられる。

委員 先程小規模を外す具体的な案を言っていたが、そのような方向

で検討することはあり得るのか。篠山が農都というコンセプトを持っており夜は暗いものであるという考え方であるなら、それを脅かすものは基本的には規制することとし、ニーズなどの理由があるものについては除外するというほうが遥かにシンプルではないか。

事務局

小規模店舗を除くという論理的根拠については、もう少し検討していきたい。

委員

一番の問題は光害による農作物への影響であると思うが、青少年の問題や24時間営業についての問題であれば、建物の面積や営業店舗面積の問題ではなしに、敷地が大きければ光の影響も大きいので、業種や職種で縛るのではなく敷地で縛ればいいのではないか。また電車で通勤されている方などの利便性も考えると、需要は現実的にあるのだから24時で営業終了とするのはどうかと思うが、コンビニのみを外すのではなく敷地面積で全業種について規制していくほうがよいのではないか。

委員

規制の具体的な中身と効果について、光害に対しては店舗面積ではなく敷地面積のほうがよいのではとのご指摘であるが、他の理由についても検討をする必要がある。例えば他の想定される悪影響に対して、何が効果的なのかといったことも検討するべきである。それを考えたときに、青少年の育成についてはどうも理解できない。コンビニの方が遥かにたむろしている気がする。或いは大型化したほうが室内で集まるため外に迷惑をかけにくいといった反論も想定される。どうも一つ一つの悪影響の部分について、説明できていない。

委員

大規模小売店舗の届出制度に基づいたものの方がやりやすいのではないかと思う。それでいくと、飲食店を省くということも現状の大規模小売店立地法と同じであり、店舗面積で縛っているというところできくと、単に店舗面積を300平方メートルに変更し24時間営業を規制するだけとした方が分かりやすいのではないか。

確認させていただくが、実際にはこの規模で届出が出てきたときに、市がそれについてアドバイスなり規制をかけることができるということになるのか。

事務局

この届出によって対象の事業者を確認し、その事業者に対し申請等があったときに、ガイドラインを示すことによって協力をいただくという手法になると考えている。1000平方メートルを越えるものについては大規模小売店舗立地法に基づき県へ届出が提出されるため、それと同時に市にも届出をしていただくということになる。それより規模が小さいものについても同様に届を出していただくことで、規制対象となるものを把握してくということが一つの目的と考えている。

委員

1000平方メートルを越えない案件については市のみの届出となるが、例えば大阪市の場合は意見を付す場があるが、同じように今よりも細かいものに対して意見を付けていけるのであれば、一段階としてやる意義はあるように思う。後は時間設定についてどうするかが問題となるが、根拠を明確にしていく必要がある。

委員

これはあくまで新設の際の話になるのか。既存のものについては対象となるのか。

事務局

ガイドライン自体は新設・既設とも対象としている。条例案を見ただくと、第8条に届出の時期というものがあり、基本的には開発の申請時に届出を出していただくことにしている。既設のものについては、増設時などに建築確認がされたりするタイミングで把握が出来ると考えている。ただ既存の場合については改めてお願いするということになると思う。

委員

既存のものについては、増改築など何かを変えることが無い限りは把握することは難しいのではないか。

事務局

届出については8条に規定をしているが、仮に500平方メートル程度の店舗が24時間営業されていた場合、事業者の責務においてガイドラインを守るよう努めることとしており、趣旨を理解いただいた上で協力していただくよう働きかけは行っていこうと考えている。

この条例では新設と現在の内容を何かしら変更する場合にしか対象となっていない。現在はこの規模で規制に当てはまるところが無いということから、経過措置的な規定を設けていないところである。条例を施行するときに既存のものが条例の対象になるということであれば、経過措置規定は必要になってくるが、現在それが無いため、経過措置規定は設けていない。

また、大規模小売店舗立地法第1条の目的において、生活環境の保持ということが謳われており、大規模な店舗の立地によって生じる問題として、交通渋滞であるとか、交通安全や騒音の問題というものが発生し、これらに適正に対処することで、通常期待される環境が保持される必要がある。大規模小売店舗立地法では1000平方メートルという規模を設定されているが、篠山市にとっては、1000平方メートルは大きすぎるのではないかと考え、市としてどれくらいの規模が相応しいかという問題はあるが、影響を考えた結果、300平方メートルという基準で区切っている。なお、ガイドラインには具体には出てきていないが、基本的には大規模な店舗が出てくることによって、どのような問題が出てくるのか図面から読み取り事業者をお願いをしていく。面積については下だしをしている部分があり、それと併せて法律には規定されていない営業時間について横出しをしている。

委員

大規模小売店舗法が大規模小売店舗立地法に変わった理由は、周辺環境に支障をきたすということについて規制しようということである。営業活動はむしろ自由にやってもよいということになる。それを篠山の場合、周辺環境に悪い影響を与えるという中身が、交通渋滞や振動、騒音ということと、夜の光ということではいけるかどうかという問題としてい

るため、その辺りをきちんと説明できなければならない。また規制のラインについても、説明できなければならない。300平方メートルであるという根拠と、周辺環境に悪影響を及ぼすということの中身について、夜間営業による光害や子どもへの教育への影響ということに説明がつかどうかということをはっきりさせてもらわないと、恐らく議会でも通らないと思う。先程から、その辺りの説明がよく分からない。

委員

24時間営業の問題点について列挙されているものであるが、大規模店であれば技術的、資金的にもクリアできる課題が非常に多いのではないかと思う。ここに書いてある問題点では、指導はいいと思うが、クリアしたときに24時間営業を認めない根拠が無くなってしまう。24時間営業がいけないという根拠をきっちりしておかないと難しいと思う。

委員

根拠として、数値データは必要になってくる。現在の篠山の既存不適格の店舗数などのデータがないと、説得力がない。

また、全域で規制をかけた場合、隣接市町の幹線道路沿いにおける影響についても考える必要がある。県のほうで176号沿いで沿道土地利用をメリハリを付けてやっていくという計画があるが、そういったものとの関係について考えておられるのか。全域が本当に大丈夫なのか心配ではある。

事務局

沿道についてはバラ立ちを防ぐために既存の市街地や集落の周辺に集めていこうという計画である。したがって、営業時間に関わらず施設を立地させようということなので、それについてはその考え方で対応していただくという形になると思う。ただ規模の大きいものについては、市域の中でも数点しか建たないものであると想定しているの、それについてはかなり大規模も含めたものとして考えている。したがって、沿道の土地利用の中で対処できる範囲を超えて、ある程度纏まった面積による開発を前提に考えているので、その時に今の土地利用のほうで規制されている農用地以外の面積というのは篠山市の場合は非常に限られた部

分であり、選択する自由もかなり狭まっていると考えられる。

また根拠がはっきりしていないという点については、市のまちづくりの方向性として望ましくないというのははっきり宣言した上で、今回パブコメも行っているので、一定の段階としては線を引いて規模の大きいものに対して対応していきたいと思っている。規模の小さいものについては、日常的な利便性や防災の問題など非常に幅広い議論があるので、市の姿勢は24時間営業は好ましくないということを表明したうえで決めていく必要がある。

第一段階として、今回のガイドラインで規模の大きいものを設定するという方向性にして、小さなものやコンビニに関するものについてはこれからパブコメ等の意見を参考に決めていきたい。

委員

第一段階として一定規模以上のものについて規制し、本来の目的についてはまちづくりの指針に基づきつながらるようにしていくということであるということは理解した。また全域を対象とすることについても、異議は無い。300平方メートルの考え方についてはどうするのか。

事務局

250平方メートルでもよいのではないかと考える。コンビニの定義からしても、250で統計を切ったということはコンビニと同等の機能があるということを根拠に示しているのではないかとと思われる。

委員

敷地で見べきであるという考え方についてはどう考えるか。

事務局

内部でも議論しているが、光害というものは農作物への影響は大きく、紅葉などにも影響を及ぼすものであり、それは何らかの対処方法があると思うので、届出時の協議や指導によって解決できる部分もあると思われる。問題点と対処の仕方についても考えられる点があるので、工夫をしていただくという内容もガイドラインの中に盛り込んで考えていく必要がある。

事務局

事務局より補足をさせていただく。

市として深夜に大きな店が営業するのは市のまちづくりにはふさわしくないと考えているが、300平方メートルの件についてはコンビニの統計などもあるが、あくまで250平方メートルは一つの定義であると考えられるので、市として想定される基準ということについては300平方メートルで進めさせていただきたいと考えている。現況で、深夜に営業している小売店がどのくらいあるかという、コンビニと飲食店程度であり、規制するからといって現況が変わるわけではないのと、また現時点で利用されている市民もいるということを見ると、300平方メートルという基準でご理解をいただきたい。

委員

敷地についてはどう考えているのか。

事務局

敷地が広ければ光害があるということであるが、今の段階では大規模小売店舗立地法の延長という形でいきたいと考えている。光害については、開発指導の中でライトの向きを調整するなどし、対応していきたいと考えている。面積については今のガイドラインにある、店舗面積にていきたいと考えている。

委員

面積について説明されたが、設定する根拠を説明できればよいと考える。

確認させていただきたいが、大きな敷地内に複数の店舗が建っている場合の取扱いはどうなるのか。

事務局

大規模小売店舗立地法の関係になるが、一つの建物ということになるので、例えば建物内が繋がっている場合は1つとして考えることとなる。また小売店と飲食店が一つの建物内に入っている場合は、二つの店が仕切られている場合はそれぞれの店舗面積で数えることになる。仕切りがない場合は、小売店のカウンタとすることになる。壁で仕切られていたり、導線が分かれている場合は別の店舗という考え方になる。

委員 小売店舗が引っ付いている場合、小売業でない部分を用途変更すると小売店の面積が増えることになるが、市にその情報が伝わるのか。

また、24時間営業の問題点について、大規模小売店舗立地法に基づくのであれば、条例の中にはっきりと謳うべきである。事業者側からすれば、なぜ小売店だけが規制されるのか疑問を持つと思う。また問題点をクリアした場合に、なぜ24時間営業がいけないのか根拠の説明を求められると思う。

事務局 コンビニという業種が良い、悪いというのではなく、小売業全体の中での規制として、面積が基準以下なのでコンビニという業種に属するものは対象外になるということである。

委員 それは300平方メートルという設定であり、200平方メートルを設定するとコンビニも対象となる。300平方メートルは根拠のない数字である。

事務局 全ての店舗について規制をかけると、社会生活において影響が大きいと考えられるため、一定の面積ということを基準として考えている。

委員 今回の条例や指針を設定するときに、大規模小売店舗立地法に基づく基準にかかる建物に限定すればよいのではないか。本来の狙いはそこではないのか。

事務局 大規模小売店舗立地法に該当する場合は、営業時間等の規定があるわけではなく、市独自の考え方で規定しようとしている。

委員 店舗の面積について、300平方メートルなどで定めるということであれば、そうでなしに大規模小売店舗立地法などに基づいて届出をされている事業者に対しては、このガイドラインを守るというふうにしたほ

うが、本来の目的に沿っているのではないか。

事務局

規模としては大規模小売店舗立地法のように大規模なものではなく、景観的な影響も考えて300平方メートルという数字を設定している。しかし他の面から見ると数字については、きちんと根拠立てて説明できるようにしておかなければならないと考えている。

市が独自で新たな制度を作り、運用するにあたって大規模小売店舗立地法の数値や基準を併せて使うことによって、うまくリンクしていこうということなので、大規模小売店舗立地法との関連についてはガイドラインで分かるようにしていく。

委員

それであれば、なぜ250平方メートルのコンビニは外れるのか。

事務局

一定の規模で規制をかけるという考え方であるが、300平方メートルという数値については論理的に説明する必要はあると考えている。

委員

内容について整理させていただく。

大規模小売店舗立地法という法律に基づいて条例が作られるわけではないが、理念や考え方を横目で見ながらまちづくりの視点から独自の条例及びガイドラインをつくるということである。何を横目で見ているのかというと、大店立地法で言うところの周囲の環境を損なわないという部分について騒音や振動などについて盛り込んだものが、独自の条例になるという考え方である。また1000平方メートルでは篠山の実態に合わないので、より狭いものまで見ていこうと考えており、ある数字でもって条例及びガイドラインでコントロールすることになるが、それ以外のものについても篠山のまちづくりの方針を理解していただきながら、既存店舗についても全く無視するのではなく、ガイドラインの考え方を尊重して夜間営業についてはきめ細かく働きかけていく、ということでしょうか。

事務局 現行の条例案について、新設や変更については届出義務があるが、既存のものについては働きかけを行っていくという考えである。

委員 小規模のもの、300平方メートル以下のものについてはどうか。

事務局 小規模のものについては、今回300平方メートルという一つの線を引いたので、これが今後見直す必要があるかという中で検討していくことになると思われる。

委員 条例ないしガイドラインであるため、どこかで線引きは必要と考える。

委員 意見募集はこれからされるのか。

事務局 現在意見募集を開始しており、9月13日までということで募集している。

委員 募集チラシでコンビニは対象とならないとあるが、普通に読むと300平方メートル以上のコンビニとも捉えることができる。

事務局 補足説明を追記する形で対応したい。

委員 他に質問がなければ、答申も急がれているので、今日の議論を踏まえて確認させていただきたい。

条例及びガイドラインの根本的な考え方は、篠山のまちづくりのコンセプトとして農都ささやまを踏まえてそれにふさわしいまちづくりを進めていくことであるということである。

それから、大規模小売店舗立地法では1000平方メートルでラインが引かれているし、また夜間の光環境及び利用については規制内容がないため、それらを補完するという意味で条例の中には規模の見直しと夜間営業時間のことを盛り込むこととした。

300平方メートルについては、その根拠をしっかりと示していただきたい。また既存不適格、要件を満たしていないものについてもガイドラインを理解し協調していただけるよう事業者に働きかけること。

それ以上のことはないと思うが、如何か。

委員 答申をあげるということであるが、条例案についても対象となっているのか。

事務局 ガイドラインに対する答申で今回はお願いしている。

委員 条例案については別であげればよいのか。少し気になるところがある。

委員 諮問では、条例の策定にあたりガイドラインを定めたいとある。しかし意見があるなら伺いたい。

委員 気になる点を述べさせていただく。条例案が入っているが、目的と第3条のところで「良好な生活環境」と「快適な生活環境」が混在しているため、整理していただきたい。特に目的について、分かりにくいと思われる。それともう一つ、気になるところで第5条の市民の責務であるが、これは書き込む必要があるのか。他の条例でこういう事例はあるのか。施策に協力するよう努めなければならないと謳っているものは、自治基本条例より一歩踏み込んでいるようにも思える。市民に対する責務を求めることが出てくるのか。

事務局 条例において、市や市民、事業者の責務を定めているところは沢山ある。例えばまちづくり条例など、市民の責務について記載されている。条例を市だけでなく市民や事業者と一緒にそれぞれの役割を担うというものである。

委員 条例に反対するわけではないが、例えば市が実施する適正事業推進活

動施策というものが何か分からないのに、それに協力しなければならないということが書いてあるというのは非常に気になる。それは検討していただければよいと思う。

また第11条3項であるが、勧告に従わない場合に出店の延期又は営業の停止を求めることができるかとあるが、これは法的に効果を持つのか。実際には書いてあるようなことは出来ないと思われる。

事務局

他市の事例でもこういった勧告などは見られる。実際には強制力はないものであると考える。法律上もこのくらいが限界であろうと考えている。抑止力としての効果は期待している。

委員

ガイドラインの表現について、もう少し整理したほうがよいのではないか。冗長な所も見られ、色々と書かれているがもう少し整理してもよいのではないか。これがガイドラインとなるのであれば、正味の箇所が少なく言い訳ばかり書いてあるようにも見える。文案についてもう少し検討の必要がある。

諮問に対する答申については、先程の内容と条例案並びにガイドラインの文章について吟味していただくということを付け加えておく。

事務局

フローチャートの中におけるまちづくり審議会の位置づけについて、大切な役割を担っていただくことになるが、審議会としてこの位置で問題がないか確認いただきたい。また、併せて審議会として中身に関わる必要性について、意見をいただきたい。

委員

現在の場所ではよくないと言えない。審議会があろうがなかろうが、勧告は行うという認識である。この位置では既に審査は終わっていることになるので、審議会ではどのような意見を求められるのか。

事務局

考えられるのは、協力依頼を求めるにあたってどのような意見をつけるかということになると思われる。

委員 そのほうが実質的であると思う。

委員 今言われたとおり、ガイドラインで不適合だった場合は、審議会のほうに諮られて協力依頼をしていくにあたって意見をつけるということで、そのほうが事業者側も分かりやすいように思う。

委員 他に意見がなければ、審議会はガイドラインの下に位置付けるということでしょうか。

委員 フローチャートについて、届出を行わない場合、いきなり勧告になるのか。とりあえず指導はあると思うが、勧告を受けてから届出を出すというルートもあると思うので、戻るルートが存在してもよいと考える。そのまま営業停止に進むのではなく、正規のルートへ戻してやることも必要ではないか。

委員 フローチャートについても、併せて修正をしておくこと。
他に意見もなさそうなので、答申書についてはパプコメとは別という形で進める。答申書提出については会長に一任していただきたい。先程の内容にて、答申を出させていただく。

(5 . 閉会)

(これ以後の議事については事務局にて進行)

答申書について、内容を尊重して処理を進める旨を伝える。

事務局より、各委員へのお礼及び、次回開催についての説明を行う。

次回開催内容については、屋外広告物基準の継続審査について願う旨を伝える。

また、部長より審議のお礼を伝える。

(終了 : 午後 4 時 00 分)